



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）…一
- 昭和三十九年東京都告示第二百六十三号（地方公営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の業務に係る収入の納付に使用することのできる小切手の支払地）の一部改正……………（会計管理局管理課）…四
- 政治団体の届出……………四
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………五
- 政治団体の解散の届出……………八
- 資金管理団体の指定の届出……………一〇
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………一〇
- 資金管理団体の取消しの届出……………二

公告

- 開発行為に関する工事完了……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

告示

●東京都告示第千四百三十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

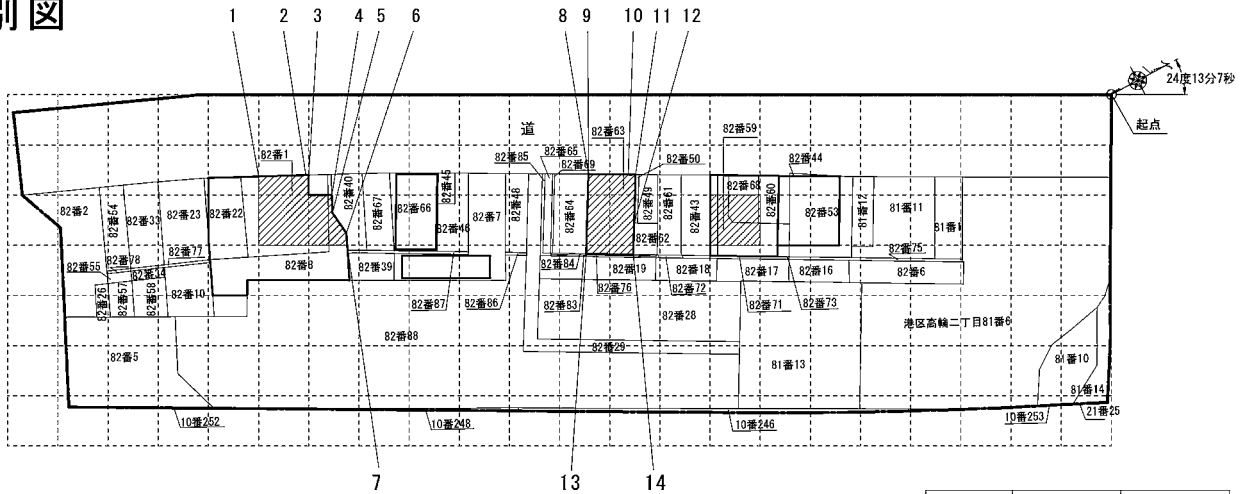
令和四年十一月二日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区高輪二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



- 【凡例】
- : 単位区画
 - : 筆境界
 - : 変更範囲
 - : 調査対象地
 - ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、座標値(X=-40024.391, Y=-8425.708)とする。

【格子の回転角度(24度13分7秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

地点	X	Y
1	-40186.064	-8480.733
2	-40177.346	-8477.116
3	-40176.823	-8476.898
4	-40174.282	-8471.361
5	-40175.642	-8468.056
6	-40174.750	-8463.285
7	-40175.605	-8460.988
8	-40125.935	-8454.157
9	-40125.879	-8454.131
10	-40118.733	-8450.811
11	-40117.372	-8450.188
12	-40121.593	-8441.510
13	-40132.879	-8439.883
14	-40124.343	-8435.857

※表中の座標値は、世界測地系座標計算(測地成果2011)によって作成した。

●東京都告示第千四百三十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十一月二日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区南大井一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡 例	
	敷地境界
	単位区画
	筆境界
	形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、品川区南大井一丁目1855番21の最北端とする。

【格子の回転角度（48度0分43秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百三十六号

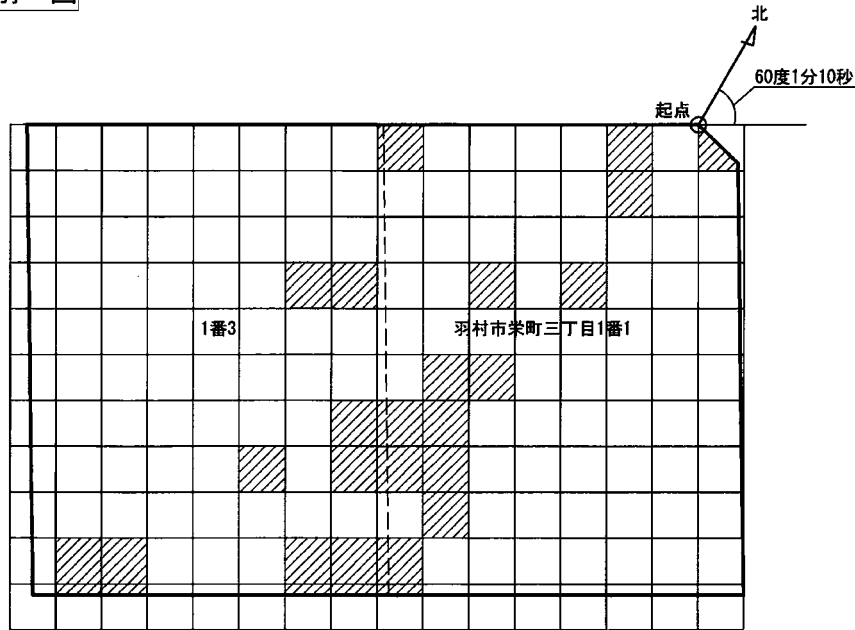
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十一月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（羽村市栄町三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度(60度1分10秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起 点】

起点は、羽村市栄町三丁目1番1の最北端とする。

【凡 例】

- 調査対象地
- 筆境界
- 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千四百三十七号

昭和三十九年東京都告示第百六十三号(地方公営企業の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の業務に係る収入の納付に使用することのできる小切手の支払地)の一部を次のように改正し、令和四年十一月四日から施行する。

令和四年十一月二日

東京都知事 小 池 百合子

告示文中「東京手形交換所」を「電子交換所」に改める。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項(同法第六條の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和四年十一月二日

東京都選挙管理委員会

1 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
安定したあきる野市政を創る会	中嶋 博幸	中嶋 由美子	あきる野市留原804-2	R4. 7. 13
石渡ゆうご後援会	富田 健一	石渡 良憲	北区岩淵町2-4	R4. 7. 26
笑顔と幸せ八王子	星野 直美	近内 憲	八王子市松木32-1	R4. 7. 29
大室元後援会	大津 貞夫	菊池 久仁	府中市宮町2-3-8	R4. 7. 29
ケアワーク未来会議	坂元 悠紀	金田 敏央	目黒区柿の木坂1-2-2	R4. 7. 22
高阪まさし後援会	高阪 匡志	吉住 栄郎	新宿区納戸町12	R4. 7. 21
しながわ明日の元気を届ける会	石田 秀男	石田 京子	品川区北品川1-30-4	R4. 7. 19
菅原みほともっと良い未来へ	菅原 美穂	大竹 淳司	西東京市ひばりが丘1-6-13	R4. 7. 1
中塚さちよ後援会	志記 祥代	渡部 聖子	世田谷区船橋1-1-11	R4. 4. 14
洋山会	山根 洋平	山根 洋平	調布市西つつじヶ丘3-1-9	R4. 7. 8
鈴山会	山崎 順一郎	津久井 健一	中野区上高田2-45-10	R4. 7. 4

●東京都選挙管理委員会告示第百二十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七
 条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が
 あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のと
 おり公表する。

令和四年十一月二日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党江東総支部	細田 勇	会計責任者の氏名	河野 清史	小嶋 和芳	R4. 5. 15
自由民主党東京都参議院選挙区第二支部	中川 雅治	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	R4. 7. 26
自由民主党東京都トラック支部	浅井 隆	会計責任者の氏名	松原 伸行	佐藤 雄平	R4. 7. 5
自由民主党東京都練馬区第三十四支部	佐藤 力	主たる事務所の所在地	練馬区土支田1-6-19	練馬区土支田1-20-4	R4. 6. 1
自由民主党町田総支部	木目田 邦夫	代表者の氏名	木目田 邦夫	吉原 修	R4. 5. 28
		会計責任者の氏名	加藤 真彦	渡辺 厳太郎	R4. 5. 28
日本維新の会衆議院東京都第16選挙区支部	中津川 博郷	会計責任者の氏名	丸山 玲子	松村 尚和	R4. 7. 23
日本維新の会衆議院東京都第21選挙区支部	竹田 光明	主たる事務所の所在地	東村山市栄町2-31-8	立川市曙町2-33-1	R4. 3. 1
日本共産党北多摩北部地区委員会	篠原 重信	代表者の氏名	篠原 重信	金野 和則	R4. 4. 1
		会計責任者の氏名	池田 真理子	向 道子	R4. 4. 1

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
安定したあきる野市政を創る会	星野 晃	代表者の氏名	星野 晃	中嶋 博幸	R4. 7. 25
いのつめまさみを育てる会	猪爪 まさみ	主たる事務所の所在地	新宿区百人町3-3-11	新宿区百人町3-16-8	R4. 4. 1
NHKから国民を守る党	松田 美樹	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R4. 7. 19
小倉将信を囲む公認会計士の会	今村 了	主たる事務所の所在地	町田市能ヶ谷1-5-8	町田市鶴川4-25-2	R4. 7. 25
川野たかあき後援会	川野 孝章	主たる事務所の所在地	杉並区本天沼1-1-3	杉並区阿佐谷北5-4-21	R4. 1. 1
銀川ゆい子後援会	銀川 裕依子	主たる事務所の所在地	足立区梅田5-18-9	足立区千住旭町35-18	R4. 3. 31
草の根世田谷の会	岩渕 政史	会計責任者の氏名	宇田露 桜子	倉町 優子	R4. 7. 27
国民の命と安全を守る	鳥居 徹夫	政治団体の名称	国民の命と安全を守る	東京都議会みんなの都民派現職都議を支える会	R4. 4. 1

小坂みちよ後援会	金子 政次	会計責任者の氏名	本多 勝	三科 典	R4. 7. 21
佐藤力後援会	佐藤 力	主たる事務所の所在地	練馬区土支田1-6-19	練馬区土支田1-20-4	R4. 6. 1
サルサ岩淵後援会	岩淵 政史	会計責任者の氏名	宇田露 桜子	倉町 優子	R4. 7. 27
次世代を担う会(JNK)	プラニク 陳明	代表者の氏名	プラニク 陳明	プラニク ヨゲンドラ	R4. 3. 30
品川区を刷新する会	永野 真理子	政治団体の名称	品川区を刷新する会	輝く街・品川区をめざす会	R4. 7. 21
市民がつくる政治の会 南関東支部	橋本 有紀	政治団体の名称	市民がつくる政治の会 南関東支部	市民がつくる政治の会 東京都支部	R4. 7. 1
		主たる事務所の所在地	多摩市馬引沢2-18-42	港区芝5-13-12	R4. 7. 1
		代表者の氏名	橋本 有紀	岡村 弘樹	R4. 7. 1
		会計責任者の氏名	金田 一義	太田 久美子	R4. 7. 1
障害という線引きをなくし才能を正しく導く党	松田 美樹	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R4. 7. 19
清家あい後援会	田中 愛	会計責任者の氏名	田中 愛	膳 真由子	R4. 7. 26
全国たばこ販売政治連盟東京地区本部	森岡 和夫	代表者の氏名	森岡 和夫	水谷 章道	R4. 5. 27
東京都医師政治連盟蒲田支部	松坂 聡	代表者の氏名	松坂 聡	横川 敏男	R4. 6. 25
		会計責任者の氏名	横山 真也	西尾 泰信	R4. 6. 25
東京都医師政治連盟千代田区支部	矢島 俊巳	代表者の氏名	矢島 俊巳	高野 学美	R4. 6. 17
		会計責任者の氏名	矢島 俊巳	高野 学美	R4. 6. 17
東京都生活衛生同業組合政治連盟	工藤 哲夫	主たる事務所の所在地	千代田区平河町2-5-5	文京区後楽2-3-10	R4. 7. 1
		代表者の氏名	工藤 哲夫	伊澤 勝令	R4. 7. 1
東京都トラック運送事業政治連盟	浅井 隆	会計責任者の氏名	松原 伸行	佐藤 雄平	R4. 7. 5
東京未来ビジョン	田中 愛	会計責任者の氏名	田中 愛	後藤 康子	R4. 7. 26
豊島区歯科医師連盟	西村 昭彦	会計責任者の氏名	鯉沼 哉	吉澤 晴夫	R4. 7. 11

中川雅治懇話会	中川 雅治	主たる事務所の所在地	港区南青山2-2-15	千代田区永田町2-1-1	R4. 7. 26
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R4. 7. 26
日本共産党大野まこと後援会	牧野 宗民	主たる事務所の所在地	町田市小山田桜台2-11-34	町田市忠生1-21-17	R4. 4. 1
根本りょうすけ後援会	根本 良輔	主たる事務所の所在地	新宿区西新宿4-13-7	葛飾区立石1-10-5	R4. 7. 20
練馬の力を伸ばす会	佐藤 力	主たる事務所の所在地	練馬区土支田1-6-19	練馬区土支田1-20-4	R4. 6. 1
偏向報道から国民を守る会	松林 利一	主たる事務所の所在地	豊島区巢鴨3-30-8	中央区銀座3-11-19	R4. 7. 27
森田ゆきと渋谷の未来をつくる会	新居 宏之	代表者の氏名	新居 宏之	大野 利也	R4. 7. 14
ゆういちの会	真山 勇一	主たる事務所の所在地	八王子市南大沢5-9-10	千代田区永田町2-1-1	R4. 7. 26
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R4. 7. 26
よしざわゆたか後援会	吉澤 雄孝	会計責任者の氏名	吉澤 真美子	平井 雅規	R4. 7. 5
「流通業界の未来」を築く会	長谷川 悟	代表者の氏名	長谷川 悟	石井 友人	R4. 5. 25
		会計責任者の氏名	長谷川 悟	石井 友人	R4. 5. 25
りんりん後援会	林 敦	主たる事務所の所在地	中央区勝どき5-12-4	中央区勝どき2-18-1	R4. 7. 1

備考 従来、東京都選挙管理委員会に届出がされていた市民がつくる政治の会 南関東支部は、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

●東京都選挙管理委員会告示第百二十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和四年十一月二日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都渋谷区第二十二支部	原田 浩太郎	R4. 7. 29
自由民主党東京都千代田区第2支部	内田 茂	R4. 6. 30
日本維新の会衆議院東京都第21選挙区支部	竹田 光明	R4. 6. 30
れいわ新選組衆議院東京都第22区総支部	櫛淵 万里	R3. 11. 30

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
茜さす国分寺をつくる会	鳥居 茜	R4. 7. 6
いじめに負けない党（略称：不敗党）	吉井 勝	R4. 6. 1
上塚てつじ後援会	上塚 哲司	R3. 7. 31
都民ファーストの会木下ふみこ後援会	木下 富美子	R3. 12. 31
ニュー政治経済研究会	生貝 健二	R4. 6. 30
松島みちまさ後援会	松島 道昌	R4. 7. 17
松本マキ後援会	峯岸 孝年	R4. 7. 14
緑の風	横山 正二	R4. 6. 30
森久保なつき後援会	森久保 夏樹	R4. 6. 16
山崎とも子と未来につなぐ会	山崎 智子	R4. 7. 24
吉田じろう後援会	高橋 恵美子	R4. 7. 19

●東京都選挙管理委員会告示第百二十二号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
 条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

令和四年十一月二日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者(代表者) の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
菅原 美穂	市議会議員	菅原みほともっと良い未来 へ	西東京市ひばりが丘1-6-13	R4. 7. 1
山根 洋平	市議会議員	洋山会	調布市西つつじヶ丘3-11-9	R4. 6. 8

●東京都選挙管理委員会告示第百二十三号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。

令和四年十一月二日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
佐藤 力	佐藤力後援会	主たる事務所の所在地	練馬区土支田1-6-19	練馬区土支田1-20-4	R4. 6. 1
根本 良輔	根本りょうすけ後援会	主たる事務所の所在地	新宿区西新宿4-13-7	葛飾区立石1-10-5	R4. 7. 20
プラニ ヨゲンドラ	次世代を担う会 (JNK)	公職の種類	都議会議員	区議会議員	R3. 6. 25

●東京都選挙管理委員会告示第百二十四号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。
 令和四年十一月二日
 東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
猪爪 まさみ	いのつめまさみを育てる会	R4. 4. 1
中川 雅治	中川雅治懇話会	R4. 7. 26
プラニク ヨゲンドラ	次世代を担う会 (JNK)	R3. 7. 5
真山 勇一	ゆういちの会	R4. 7. 26
山崎 智子	山崎とも子と未来につなぐ会	R4. 7. 24

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年十一月二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

東久留米市幸町一丁目六百九 埼玉県所沢市小手指町一丁
十八番一及び六百九十九番二 目一番地四

株式会社住協
代表取締役 安永 久人

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団
体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団
体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和四年十一月二日から四月以内に東京都産業労
働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するように提出してください。

令和四年十一月二日

東京都知事 小 池 百合子

一	店舗名	西武池袋本店・池袋パルコ・池袋 ショッピングパーク
二	店舗所在地	豊島区南池袋一丁目二十八番一 号
三	設置者名	株式会社そごう・西武ほか四名
四	設置者住所	豊島区南池袋一丁目十八番二十一 号ほか
五	変更を行った設置 者名	株式会社そごう・西武
六	変更前の設置者住 所	千代田区二番町五番地二十五
七	変更後の設置者住 所	豊島区南池袋一丁目十八番二十一 号
八	変更前の小売業者 の氏名又は名称	株式会社そごう・西武ほか百二十 四名
九	変更後の小売業者 の氏名又は名称	株式会社そごう・西武ほか百二十 名
十	変更を行った小売 業者の氏名又は名 称	株式会社そごう・西武ほか十九名
十一	変更前の小売業 者の住所	千代田区二番町五番地二十五(株 式会社そごう・西武)ほか
十二	変更後の小売業 者の住所	豊島区南池袋一丁目十八番二十一 号(株式会社そごう・西武)ほか
十三	変更前の小売業 者の代表者名	寺田 和正(株式会社バーンデス トロージャンパニミテッド)ほ か
十四	変更後の小売業 者の代表者名	小嶋 裕之(株式会社バーンデス トロージャンパニミテッド)ほ か

十五 変更日 令和四年七月一日ほか

十六 届出日 令和四年九月二十八日

十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十八 縦覧期間 令和四年十一月二日から令和五年
三月二日まで。ただし、東京都の
休日に関する条例(平成元年東京
都条例第十号)に定める休日を除
く。

十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

一	店舗名	新宿中村屋ビル
二	店舗所在地	新宿区新宿三丁目二十六番十三号
三	設置者名	株式会社中村屋
四	設置者住所	新宿区新宿三丁目二十六番十三号
五	変更前の設置者の 代表者名	鈴木 達也
六	変更後の設置者の 代表者名	島田 裕之
七	変更前の小売業者 の氏名又は名称	コーチ・ジャパン合同会社ほか一 名
八	変更後の小売業者 の氏名又は名称	タペストリー・ジャパン合同会社 ほか一名
九	変更を行った小売 業者の氏名又は名 称	株式会社中村屋ほか一名
十	変更前の小売業者 の代表者名	永江 公一(コーチ・ジャパン合 同会社)ほか
十一	変更後の小売業 者の代表者名	トッド・カーン(タペストリー・ ジャパン合同会社)ほか

<p>令和四年十一月二日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>十二 変更日 令和四年六月二十九日ほか</p> <p>十三 届出日 令和四年十月七日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 令和四年十一月二日から令和五年三月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年十一月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p>		
	<p>一 店舗名 新宿中村屋ビル</p> <p>二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十六番十三号</p> <p>三 設置者名 株式会社中村屋</p> <p>四 設置者住所 新宿区新宿三丁目二十六番十三号</p> <p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地 十五台</p> <p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 隔地 八台</p> <p>七 変更前の駐車場の自動車出入口の数及び位置 五箇所 隔地</p> <p>八 変更後の駐車場の自動車出入口の数及び位置 四箇所 隔地</p> <p>九 変更日 令和五年六月八日</p> <p>十 届出日 令和四年十月七日</p> <p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十二 縦覧期間 令和四年十一月二日から令和五年三月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>		

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 一筒月 五〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

